

(趣旨)

第1条 この条例は市営釜石ビル(以下「ビル」という。)の設置・管理及び使用に関し必要な事項を定め、釜石市の商工業の振興と住宅の供給を図り、もって市勢の発展に資するものとする。

(名称及び位置)

第2条 ビルの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市営釜石ビル

位置 釜石市浜町1丁目1番1号

(用語の定義)

第3条 この条例において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗・事務所 官公庁又は個人・法人を問わず公共サービスを行う者又は事業を営む者に賃貸するためビル1階から3階までに設ける店舗・事務所用の部屋及びその付帯施設をいう。
- (2) 一般住宅 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づかず住民に賃貸するため、ビル4階から8階までに設ける住宅及びその付帯施設をいう。
- (3) 使用者 ビルを使用する官公庁・法人・個人をいう。
- (4) 使用室 前号に掲げる使用者が使用する店舗・事務所及び一般住宅(以下「住宅」という。)をいう。

(使用資格)

第4条 ビルを使用できる者は、次の各号の条件を具備するものとする。

- (1) 店舗・事務所の場合
 - ① 官公庁
 - ② 市内に事業を営む法人又は個人
 - ③ その他市長が適当と認める者
- (2) 住宅の場合
 - ① 市内に住所又は勤務場所を有する者
 - ② その他市長が適当と認める者

(使用者の公募)

第5条 市長は使用室の返還があった場合は、使用者を公募するものとする。

2 使用者の公募は、次の各号に掲げる方法のうち二以上の方法によって行うものとする。

- (1) 釜石市広報
- (2) 新聞
- (3) ラジオ
- (4) 市庁舎、その他市内の適当な場所への掲示

3 前項の公募にあたっては、使用室の建設場所、室数、規格、使用料、使用資格、申込方法、選考方法、使用時期、その他必要な事項を明示するものとする。

4 市長は特に必要と認めた場合は、第1項の規定にかかわらず公募を行わず使用させることができる。

(使用許可の申請)

第6条 ビルを使用しようとする者は、市長に使用許可申請書を提出しなければならない。

(使用の許可)

第7条 市長は、前条による使用許可申請書が提出されたときは、その内容を審査し、使用資格を具備しているとき、これを許可するものとする。

(使用期間)

第8条 使用期間は、許可の日から3年以内とする。

2 前項の期間は、これを更新することができる。

(使用手続)

第9条 使用の許可を受けた者は、許可のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続きをとらなければならない。

- (1) 請書を提出すること。
- (2) 第11条の規定により敷金を納付すること。ただし、敷金を免除された場合は、この限りでない。

第10条 削除

(使用料)

第11条 使用料は別表のとおりとする。ただし市長は、次の各号の一に該当する場合において使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い使用料を変更する必要があると認めたとき。
- (2) 建物の改良及び使用料の均衡上必要があると認めたとき。

(3) その他の理由により市長が必要と認めたとき。

- 2 市長は前項の規定により使用料を変更するときは利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞かなければならない。

(敷金)

第12条 市長は使用者から3ヶ月分の使用料(使用料が変更された場合は、当該使用料の額)に相当する金額を敷金として徴収する。ただし、特別の事情があると認める場合においては、敷金の一部又は全部を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前項に規定する敷金は、使用者が使用室を返還するとき、これを還付する。ただし、未納の使用料又は損害賠償金があるときは、これらの額を敷金の額から控除する。

- 3 敷金には利子をつけない。

(使用料の減免又は徴収猶予)

第13条 市長は、次の各号に掲げる場合は、使用料の減免、又は徴収猶予をすることができる。

(1) 使用者が災害により著しい損害を受けたとき。

(2) その他特別の事情があるとき。

(使用料の納付)

第14条 使用料は毎月末日までにその月分を市長の発行する納額通知書により納付しなければならない。ただし、12月にあつては25日までとする。

- 2 使用が1ヶ月に満たないときの使用料は、使用を指定したその日から、返還の場合にあつてはその日まで、日割をもって計算する。

- 3 日割計算によって使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

(使用者の費用負担)

第15条 次の各号の費用は、使用者の負担とする。

(1) 基礎・土台・床・柱・壁・はり・屋根・廊下・階段・便所・給水施設・排水施設・電気施設・ガス施設・消火施設・暖房の修繕に要する費用を除く室内に要する費用

(2) 電気・ガス・水道及び下水道の使用料

(3) 各室の畳の表替え(裏返しを含む。)、襖・障子の張替え・ガラスの取り替え・給水栓・点滅器等の取り替え及び鍵錠・その他付帯施設の構造上重要でない部分の修理に要する費用

- 2 市長が必要と認めたときは、前項第1号及び第3号に規定する修繕に要する費用の一部を市が負担することができる。

(使用者の保管義務)

第16条 使用者は常に使用室の内外を整理し、外観を損じ、又は風俗を害し、若しくは近隣の迷惑とならないよう必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 使用者が自己の責に帰すべき事由によって使用室又は共同施設をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 3 危険物・爆発物をビル内に持ち込んで서는ならない。

(権利譲渡の禁止)

第17条 使用者は、使用室を他の者に転貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。

(使用の制限)

第18条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、市長に事前に申請して許可を受けなければならない。

(1) 相続等により使用許可当時の名義人を変更するとき。

(2) 店舗・事務所を目的以外に使用しようとするとき。

(3) 使用室の模様替えをしようとするとき。

(4) 敷地内及び建物に工作物を設置しようとするとき。

(5) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長が前項第3号、第4号及び第5号について許可するときは、使用者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とする。

- 3 使用者は、使用室を引続き15日以上使用しないときは、事前に市長に届出なければならない。

(使用の取消)

第19条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合においては、当該使用者に対して使用室の返還請求をすることができる。

(1) 不正な行為によって使用したとき。

(2) 使用者が、この条例に違反したとき。

(3) 使用料金を3ヶ月以上滞納したとき。

(4) 正当な事由によらないで15日以上使用室を使用しないとき。

(5) 市長が公益上支障があると認めたとき。

- 2 前項の規定により使用室の返還請求を受けた者は、すみやかに当該使用室を明渡ししなければならない。この場合において明渡しに要する移転料等一切の費用を使用者の負担とする。

(返還及び検査)

第20条 使用者は、使用室を返還しようとするときは1ヶ月前に市長に届出なければならない。

2 使用者は、使用室の返還の際は市の検査を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第21条 ビルの管理は、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、[次条第1項](#)の申請がなかったとき又は[次条第2項](#)に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第22条 ビルの管理について、[前条](#)の規定による指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を[同項](#)の申請をしたものに通知するものとする。

(1) ビルの設置目的を実現するためにふさわしいものであること。

(2) ビルの効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理が図られるものであること。

(3) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第23条 指定管理者は、法令、この条例及び同条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(指定管理者の業務)

第24条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ビルの入居及び退去の手続に関する業務

(2) ビルの維持管理に関する業務

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、ビルの管理運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務(事業報告書の提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第11項](#)の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

(1) 業務の実施状況及び利用状況

(2) 管理経費の収支状況

(3) その他市長が必要があると認めた事項

2 市長は、[前項](#)に掲げるもののほか、必要に応じ資料の提出を求めることができる。

(損害賠償義務)

第26条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由によりビルを汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第27条 指定管理者及びビルの業務に従事している者は、ビルの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はビルの業務の従事を退いた後においても、同様とする。

(委任規定)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月20日条例第11号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月28日条例第25号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月30日条例第16号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月20日条例第4号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成12年3月14日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの条例による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月20日条例第44号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月15日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例中指定管理者の指定及びこれに必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和元年9月17日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(公の施設の使用料等の経過措置)

3 この条例第5条の規定による改正後の釜石市球技場条例の別表の規定、第6条の規定による改正後の昭和園クラブハウス条例の別表の規定、第7条の規定による改正後の釜石市民交流センター条例の第8条の規定、第8条の規定による改正後の釜石市中妻体育館条例の別表の規定、第13条の規定による改正後の釜石市基幹集落センター条例の別表の規定、第14条の規定による改正後の釜石市多目的集会施設条例の別表の規定、第16条の規定による改正後の釜石市公共牧場条例の別表の規定、第17条の規定による改正後の釜石市林業センター条例の別表の規定、第24条の規定による改正後の市営釜石ビル条例の別表の規定、第25条の規定による改正後の釜石市駐車場条例の別表の規定、第26条の規定による改正後の釜石市都市公園条例の別表第3、別表第7及び別表第8の規定第27条の規定による改正後の釜石市都市広場条例の第8条の規定及び第28条の規定による改正後の釜石市青葉ビル条例の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に利用の許可がされている施行日以後の公の施設の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月16日条例第9号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

市営釜石ビル使用料

2・3階				4～8階							
室番号		面積		使用料		室番号		面積		使用料	
		m ²		円				m ²		円	
1		67	84	146,740		1～8		58	88	45,000	
2・3		28	16	60,940							
4・6		65	92	142,560							
5		48	32	104,500							
7		32	96	71,280							
8～14		19	84	42,900							
15・19		25	15	54,340							
16～18		19	52	42,240							